

令和 8 年白老町議会定例会 5 月会議会議録

令和 8 年 5 月 22 日（金曜日）

開 議 午前 10 時 00 分

散 会 午前 11 時 06 分

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 1 号 令和 8 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）

第 5 議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

（令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 16 号））

第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について

（白老町税条例の一部を改正する条例の制定について）

第 8 報告第 3 号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第 9 陳情第 1 号 白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について

第 10 諸般の報告 陳情の処理経過及び結果報告について

○会議に付した事件

議案第 1 号 令和 8 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 1 号 専決処分の報告について

（令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 16 号））

報告第 2 号 専決処分の報告について

（白老町税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第 3 号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

陳情第 1 号 白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について

○出席議員（14 名）

1 番 水 口 光 盛 君
3 番 氏 家 裕 治 君
5 番 飛 島 宣 親 君
7 番 森 山 秀 晃 君
9 番 前 田 博 之 君
1 1 番 森 哲 也 君
1 3 番 広 地 紀 彰 君

2 番 田 上 治 彦 君
4 番 長谷川 かおり 君
6 番 前 田 弘 幹 君
8 番 佐 藤 雄 大 君
1 0 番 貳 又 聖 規 君
1 2 番 西 田 祐 子 君
1 4 番 小 西 秀 延 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1 1 番 森 哲 也 君
1 3 番 広 地 紀 彰 君

1 2 番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 己 君
教 育 長	井 内 宏 磨 君
総 務 財 政 部 長	山 本 康 正 君
町 民 生 活 部 長	山 本 康 正 君
企 画 振 興 部 長	三 上 裕 志 君
都 市 整 備 部 長	舩 田 紀 和 君
保 健 福 祉 部 長	齊 藤 大 輔 君
教 育 部 長	富 川 英 孝 君
病 院 事 務 長	本 間 力 君
消 防 長	小 玉 修 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	瀬 賀 光 子 君
書 記	鈴 木 領 祐 君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） 本日、5月22日は休会の日ですが、議事の都合により特に定例会5月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、11番、森哲也議員、12番、西田祐子議員、13番、広地紀彰議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和8年定例会5月会議の運営の件であります。

定例会5月会議に付議される案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算1件、条例の一部改正1件、専決処分の報告3件の議案5件であります。

町側からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、議会関係としては、陳情審査の報告等を予定しております。

このことから、5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（小西秀延君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和8年白老町議会定例会5月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

防災協定の締結についてであります。5月8日に一般社団法人A Z - C O M（アズコム）ネットワーク及び株式会社北海道丸和ロジスティクスと「災害時の支援活動に関する協定」を締結いたしました。

この協定により、大規模災害時において、全国的なネットワークを生かした物資の調達や輸送体制が構築されるほか、仕分や配給なども含めた包括的な支援体制が図られることとなりました。

今後においても、多様化・激甚化する自然災害への対応を図るため、民間企業との協力関係を築き、お力添えをいただきながら、防災力強化を推進してまいります。

なお、本5月会議には、議案2件、報告3件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（小西秀延君） これで行政報告は終わりました。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎議案第1号 令和8年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（小西秀延君） 日程第4、議案第1号 令和8年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本総務財政部長。

○総務財政部長（山本康正君） それでは、議1-1をお開きください。議案第1号 令和8年度白老町一般会計補正予算(第2号)であります。

令和8年度白老町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億5,358万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月22日提出。白老町長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款民生費、1項3目身体障害者福祉費、(1)重度心身障害者医療費給付経費110万円の増額補正であります。委託料は、税制改正による特定親族特別控除の創設に伴う福祉医療システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。1項8目アイヌ施策推進費、(1)民族共生象徴空間活性化事業は、支出科目の変更であります。当初予算におきまして、各種ノベルティや看板、バナーフラッグの製作を象徴空間普及啓発業務委託料に含め計上しておりましたが、町内事業者の受注機会拡大を図るため、各種ノベルティ等の製作に関わる経費を委託内容から抜き出し、それぞれの該当支出科目に振り替えるもので、委託料が282万7,000円の減、需用費の消耗品費が230万5,000円の増、備品購入費が52万2,000円の増となるものであります。

8款土木費、1項1目土木総務費、(1)土木施設管理事務経費126万2,000円の増額補正であります。旅費は、町道石山1番線の北海道による農道整備事業に向け、整備予定地に含まれる私有地の取得に向けた用地交渉に要する経費、公有財産購入費は、当該道路用地の取得に要する経費をそれぞれ計上するもので、財源は全額繰入金の産業振興基金繰入金を充当いたします。

8ページ、9ページをお開きください。9款消防費、1項4目災害対策費、(1)災害対策経費35万2,000円の増額補正であります。備品購入費は、石山地区大排水路に設置している水位監視システムについて、水位計の故障により水位が欠測状態であることから、水位計の交換に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

10款教育費、2項2目教育振興費、(1)小学校教育振興一般経費20万9,000円の増額補正であります。備品購入費は、本年度入学した難聴児童への合理的配慮として、教室内での聞こえをサポートすることにより、他の児童と同等の教育環境を保障するため、補聴援助システムを導入するための経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

3項1目学校管理費、(1)スクールバス運行経費55万6,000円の増額補正であります。修繕料は、スクールバスつばさ号について、サスペンションの不具合や、マフラーパイプの腐食のほか、バッテリーの劣化も生じていることから、当該部分の修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

10ページ、11ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金289万5,000円の増額補正であります。産業振興基金積立金は、石山特別工業地区の用地について、丸三機械建設株式会社へ売却することで合意が調ったことから、用地売却収入と同額を産業振興に資するため、基金積立金として計上するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページにお戻りください。18款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入、工業団地用地売払収入289万4,000円の増額で、歳出でご説明したとおり石山特別工業地区の用地について、丸三機械建設株式会社へ売却することで合意が調ったことから増額するものであります。

21款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金221万8,000円の増額で、歳出総額に対する一般財源不足分を計上するものであります。

なお、7 年度決算が確定する前ではありますが、当初予算及び 1 号補正と合わせて、3,442万6,000円の繰越金は確保できる見込みであることから、繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 12番、西田です。8 ページ、9 ページの教育振興費の中の小学校教育振興一般経費で、本年度入学された児童の難聴の機械の補助ということですが、これはいい事業だなと思っておりますけれども、実際、この機械総額で幾らなのか、これが全額分なのか、その辺がちょっと分からないのと、それから、これは何年ぐらい利用できるのか。また、故障などして買換えのときはどうされるのか。その辺、どうなっているのかということ。

それと最後に実際にこれはもう子供さんは使われているのでしょうか。もし使われているのであれば、どういう状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 富川教育部長。

○教育部長（富川英孝君） 本件につきましては、いわゆるロジャーマイクという難聴の方の補聴器にダイレクトに通信できるマイクを購入させていただくもので、この予算については20万9,000円ということで今回提案させていただいております。

もともと難聴のお子さんについては、事前に補聴器を購入しておりまして、これはおおむね12万円程度と伺っております。これについては障害者手帳といった部分の対象にならない方に対して、町のほうで助成をするということで、基本的には本人負担が3分の1、町費負担が3分の2ということで、おおむね12万円ですと個人負担が4万円程度、町の負担が8万円程度になっておりますので、このワンセット、マイクと補聴器を合わせまして、おおむね30万円程度となっております。

耐用年数につきましては、バッテリー等の関係もあると思っておりますが、今回入学されて以降、小学校の部分については、まずはもつのではないかという見通しで考えているところであります。

それから故障の部分につきましては、もしマイクが故障した場合については、町のほうで修理に出すか、修理不能ということであれば再度購入をさせていただくということになるかなと思いますが、本人の補聴器につきましては、その故障に応じてどういう対応になるかと思いますが、もしもそういった中で再度購入の必要性があったならば補助制度だとかを活用することになるのかなと思います。

現在のお子さんの状況ですが、今回、5月で補正させていただいたという背景には、就学検査で調整している中で、聾学校へ行くか白老の小学校に入るかというところの判断が、なかなか学校が決まるまで、予算の時期までには決まっていなかったということで、このたび4月に白老小学校に入って、特別支援ということになったものですから、その環境改善ということで、補聴器にしっかりと声をお届けするというので、このロジャーマイクというものを購入させていただいて、今は補聴器だけでやっていますので、今度はこのロジャーマイク、先生がストラップかピンで付けるような形で指導に当たるときに、よりクリアな音声というか、そういった中でお子さんの耳に届くのではないかと考えているところであります。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 10番、貳又です。6ページ、7ページ、8款土木費、(1)土木施設管理事務経費の公有財産購入費104万6,000円についてであります。こちらの石山1番線の関係であります。私、もう4年前からいろいろ一般質問等でも取上げさせていただきながらやっておりますので、今の進捗等の確認という意味で確認させていただきたいのですが、当初用地買収ですとか、測量の問題ですとか、ハードルがいろいろあったと思うのですが、今回、このように購入されたというところでいくと、今のところ順調に計画どおり進んでいるのかどうかというところを1点確認させてください。

○議長（小西秀延君） 舩田都市整備部長。

○都市整備部長（舩田紀和君） 石山1番線の進捗状況であります。今現在、新年度に入りましてからようやく地権者、今回対象者が9名ほどいらっしゃいます。この9件の所有者の方々に土地が約18筆、用地交渉を進めていくことになります。

こういった中で、今、9件の方々には訪問と、それから電話での交渉は、一通りしております。進捗的には、ある程度、おおむね承諾をいただいている方が8割、あとの2割はまだちょっといろいろと、今後、再交渉が必要という状況にあります。

今回、この予算可決をいただきました暁には、交渉である程度、おおむね承諾をいただいている方には、速やかに用地売買の契約に入っていきたいと。あと2割の方については、引き続きこの事業の趣旨をご理解いただけるように説明を行いながら、何とか契約交渉にこぎ着けたいという考えであります。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 令和 8 年度白老町一般会計補正予算(第 2 号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第 5、議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） それでは議 2－1 をお開きください。議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

次のページをお開きください。附則です。

（施行期日等）

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして議 2－3 をお開きください。議案説明です。地方税法施行例の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表につきましては、軽減判定所得の見直しに関わる変更で、記載のとおりであります。

軽減判定所得の見直しに関わる第19条の改正内容につきましては、本日お配りしております議案第2号・報告第3号 補足説明資料でご説明させていただきます。お手元にご用意願います。

まず1の改正趣旨につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

2の改正内容については、専決処分に関わる部分になりますので、後ほど報告第3号のご提案の際に、ご説明させていただきたいと思います。

それでは3の軽減判定所得の引上げ等についてご説明します。このたびの改正内容は、低所得者の方に対する保険税軽減措置の拡充であります。国民健康保険税では、加入世帯の総所得に応じて、7割、5割、2割の軽減を受けることができますが、今回の改正により、5割と2割については、軽減基準所得額を引き上げることで、軽減対象の拡充を図るものであります。

具体的には、7割軽減については、改正はありませんが、5割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を30万5,000円から31万円に5,000円増額、それから2割軽減につきましては、被保険者1人につき加算額を56万円から57万円に1万円増額することにより、軽減対象となる所得金額を引き上げるものであります。

子ども・子育て支援金につきましても、同様の軽減判定所得額に応じて、新旧対照表のとおり、18歳以上の均等割については、7割、5割、2割の軽減となりますが、18歳未満の均等割額は全額軽減となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

(令和7年度白老町一般会計補正予算(第16号))

○議長(小西秀延君) 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について(令和7年度白老町一般会計補正予算(第16号))を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本総務財政部長。

○総務財政部長(山本康正君) それでは報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月22日提出。白老町長。

記、(4)、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し、歳入歳出予算の補正をすること。

報1-2をお開きください。専決処分書になります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決。白老町長。

令和7年度白老町一般会計補正予算(第16号)。令和7年度白老町の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,777万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、4ページの第1表 歳入歳出予算補正の1、歳入、5ページの2、歳出につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをお開きください。2款総務費、1項9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進PR事業は、財源振替であります。令和7年4月から令和8年3月までの間に、7億8,807万6,000円のふるさと納税の指定寄附があったことから、おおむね2分の1の3億9,400万7,000円を返礼に要する経費として本事業に充当することとし、同額寄附金の一般寄附分を減額するものであります。

14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金1億8,150万6,000円の増額補正であります。財政調整基金積立金5,200万円は、次年度以降の財源としての積増分5,000万円及び株式会社ケイホク様からの寄附分200万円、公共施設等整備基金積立金1億円は、次年度以降の事業財源としての積増分、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金2,400万

6,000円は、本年1月から3月分の指定寄附金から経費充当分を除いた金額の積立て分、まち・ひと・しごと創生基金積立金550万円は、企業版ふるさと納税として株式会社Landeo様から100万円、ホクレン農業協同組合連合会様から100万円、千歳林業株式会社様から20万円、株式会社栗林商会様から100万円、株式会社HBA様から100万円、株式会社スプレス様から30万円、梨湖フーズ株式会社様から100万円の寄附分であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページ、7ページにお戻りください。

1款町税、1項1目町民税・個人、現年課税分3,310万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

1項2目町民税・法人、現年課税分2,050万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

2項1目固定資産税、現年課税分2,680万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

3項1目軽自動車税・環境性能割、現年課税分150万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

4項1目町たばこ税、現年課税分240万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

6項1目入湯税、現年課税分180万円の増は、調定実績に合わせて増額するものであります。

8ページ、9ページをお開きください。2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税247万6,000円の増額補正で、実績見合いにより増額するものであります。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金131万5,000円の増額補正で、実績見合いにより増額するものであります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目株式等譲渡所得割交付金204万8,000円の減額補正で、実績見合いにより減額するものであります。

6款法人事業税交付金、1項1目法人事業税交付金152万8,000円の減額補正で、実績見合いにより減額するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金3,016万2,000円の増額補正で、実績見合いにより増額するものであります。

9款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金146万3,000円の減額補正で、実績見合いにより減額するものであります。

10款国有提供施設等所在町助成交付金、1項1目国有提供施設等所在町助成交付金139万2,000円の増額補正で、実績見合いにより増額するものであります。

12ページ、13ページをお開きください。11款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金609万5,000円の減額補正で、実績見合いにより減額するものであります。

12款地方交付税、1項1目地方交付税、特別交付税3,811万1,000円の増額補正でありま

す。3月交付分の特別交付税額が3億1,766万1,000円となり、12月交付分と合わせて総額4億6,811万1,000円となったことから、実績見合いにより増額補正するものであります。

19款寄付金、1項1目寄付金の一般寄付金は、ふるさと納税推進PR事業の財源振替により、3億9,400万7,000円を減額するものであります。

14ページ、15ページをお開きください。21款繰越金、1項1目繰越金157万8,000円の増額補正であります。歳出総額に対する歳入の不足分を計上するもので、本補正予算後の繰越金の留保額は4,000万9,000円となります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 3月の補正に続いて今回専決されていますけれども、7年度予算を見るとかなり潤沢な財源確保になっているのかなと思います。それでお聞きしますけれども、この諸支出金が補正の最後の計が9億4,972万3,000円になっていますけれども、当初予算計上額が幾らで、それと対比して幾ら増額になっているかということでもあります。

もう一つ、歳出もなぜ専決で町税が8,000万円も計上されたのかなと。方法とすればやっぱり3月末の補正予算でちゃんと上がるべきでないかと思ったのですけれども、非常にこの8,610万円、かなり伸びています。悪いことではないのですけれど。それで白老町の経済状況等々、あるいは個人の消費が増えているかどうか分かりませんが、その関係でまず個人が3,310万円、法人は2,050万円、この増収した理由が具体的にどう分析されて、何が寄与されていたのか、そこを聞きます。

また固定資産税については、これはもう年度当初に決まるはずなのですが、680万円なのですが、何が要因なのかお聞きします。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時37分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山本総務財政部長。

○総務財政部長（山本康正君） お時間をいただきまして申し訳ございません。諸支出金の当初予算額になりますが、9,690万3,000円ということで、現状との比較につきましては8億5,280万2,000円ということになります。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 私のほうから町税の増の要因というところで答弁をさせていただきます。まず、個人町民税であります。これにつきましては当初予算編成におきまして、やはり今の景気の低迷等も考慮した上で、実績を踏まえながら大体どのぐらいにする

かというような積算をしているところでもあります、そのような中で、当初予算で想定したよりもそんなに落ち込みなく、いわゆる所得割等の部分で逆に当初よりも増えていたというような要因でありまして、景気については、なかなか上向きにはならないまでも大きく落ち込んでいる状況ではないというようなところで押さえております。

また、法人税につきましても同様の事業における景気が、大きく反映して減少には余りなかったというようなところでの増になっております。

それから固定資産税については、もちろん新築が大きく伸びたということではなくて、これにつきましては、やはり当初、押さえられなかった償却資産の部分で伸びているというところでの増という実績になっております。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 諸支出金のほうですけれども積立金の部分、今答弁あったように8億5,282万円かな、相当な額ですよ。これだけになった額の大きな要因はどう押さえているのか。特殊な財源、臨時的な財源が増えた要素があったのかどうか主な部分についてと、この8億5,282万円のふさと納税も結構あると思うのだけれども、それを抜いたほかに主な積立てした先の基金はどうか。

それと税のほうは分かりましたけれど、はっきり言うと当初予算の想定というか、予算に載せる額をある程度安全圏を見込んだという部分が増えたということだと思いますけれども、それがどうかということをここで議論しません。ただ過去に言ったことがあると思いますけれども、町民税個人・法人、そして固定資産税は、はっきり分かっているのですよ。決算時期とか、あるいは所得が分かって、それで税額が決まるのですよ。その時期にある程度決まってくるので、そういう中で8,600万円ですよ。私が言いたいのは、今、歳出でも8億何ぼ出ているのですけれども、これらをやっぱり当初予算で、年度途中で補正でも上げて、ちゃんと町民のサービス、あるいはインフラ整備等々に有効に活用すべきだと思うのですよ。ここに来て唐突に8億6,000万円も出るということは、財政運営上どうかなと思います。やっぱり町民の税金ですから。適時的確に押さえて、そういう予算措置をして町民に還元する。受益者負担というのかな、そういう意味でもっと有効に使う形があると思うのですけれど。そういう財政運営をするべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 諸支出金の部分については申し訳ございません。各基金の増の要因という部分については、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、申し訳ございません。

先に補正の時期等の質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。今、前田議員のおっしゃられたとおり、確かに最終的に税収ですので調定はある程度押さえられますけれども、それに対して税収がどこまで確定できるかという部分はありますので、何とも調定が出た段階、当初の段階で、なかなか補正で増額するのはちょっと危険かなというふうに考えているところでもあります、年度末においてどのような、ある程度その確定

数値の見込みが定められるものであれば、その段階で補正ということはあるかなと思っております。

その段階で、もし補正が可能であれば、その財源を活用した中で町民サービスの事業費等の財源に回すということも、もちろん考える必要があると思っております。ただ、年度末において、やはりいろいろな基金を取崩しして、事業も行っている状況でありますので、基金をやはりある程度元に戻す、財政調整基金にしても年度途中で繰入れ等を行っている状況もありますので、それをやはり10億円という部分の額に基金残高に戻すということも必要でありますので、その辺の財源として事業に使うのか、あるいは基金の繰戻し、あるいは積立てのための財源に使うかという部分については、その時々状況によって判断をしてみたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時46分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山本総務財政部長。

○総務財政部長（山本康正君） たびたび申し訳ありません。先ほどの8億円の諸支出金の基金の部分の大きな中身として、やはりふるさと納税の分が約4億円、先ほどの説明でもさせていただきましたが約4億円、半分を占めているところが大きくあります。そのほか財政調整基金について、いわゆる7年度決算において剰余金がありましたので、その半分、2億円ほど積むということになりますので、大きくはその部分が、やはり8億にがしの金額を占めているということになります。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 今、前田議員も質問されていましたが、私は今の行政側の答弁を聞きまして、一町民の立場としたらどうもすっきりしないなど、答弁がね。申し訳ないのですが、総務財政部長、今、山本部長が兼任されていますけれども、昨年度、担当の部長がいまませんでしたよね。そういうこともありまして大黒副町長が主に責任を持ってやっていたのかなと思います。

しかしながらですね、町民の立場から言わせていただくと、やはり先ほど前田議員もおっしゃっていましたが、町民サービスにいかにお金を使うかということが、町役場の一番の使命じゃないかなと、私はそう思っております。その中で町民にいかにおいサービスを提供できるかということが、それぞれの部長さんたち、課長さんたちのお仕事じゃないかなと。私は正直言っています。そう思ったときにですね、町長申し訳ないのですが、今の状況でいいのかなのか、もうちょっときちっと白老町の財政の要ですから、この辺を私たち町民が不安に思わないような、そういうような財政のやりくり、そ

して町民サービスをしっかり展開していくと。そして、それぞれの部長、課長たちが町民サービスのために、これだけ財源が必要だと、陳情しても結局財源があるからないからとか、どうのこうのと結局切られていくわけですね。そういうことがないようにやっぱり財政の在り方をきちっと構築していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 西田議員からご心配のお話をいただきました。やはり町政運営を進めていくためには、財政運営ということがもう議員の皆さんもご承知のとおりですね、これは根幹だと思っておりますし、ここの財政運営を誤ってしまうと町の将来はないといえますか、町の活性化というか、まちづくりの根幹だと私も認識しております。

今、るるですね、今回の決算からめて専決させていただきましたけれども、補正予算の中で前田博之議員からもいろいろとご指摘をいただきました。私たちもちろん町税を含めて大切な財源をいかに有効に活用していくかということを当たり前、これはもう、もちろん大前提として考えているところであります。

ただ一方では、内部的な財政運営をしていく中で、どうしても見込めない部分であるとか、例えば年度途中で補正をして、そして事業を行うことが果たして町民サービスに有効になるかどうかということで、例えば今回は剰余金を基金に、いわゆる貯金に回させていただいて、この令和8年度に有効に使わせていただくということで、もちろんこれは剰余金を違うところに使うということではありませんので、私たちもしっかりと有効に活用させていただくためには、どのような方策をとったらいいかということは、もちろん私含めて副町長も、そして財政担当も考えているところでありますので、今回の答弁の中で議員の皆さん含めて、町民の皆さんにちょっと不安の部分があったかなと思うのですけれども、しっかりと財政運営については、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

（白老町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（小西秀延君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告について（白老町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本総務財政部長。

○総務財政部長（山本康正君） それでは報2－1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月22日提出。白老町長。

記、(6)、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページであります。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決。白老町長。

白老町税条例の一部を改正する条例。

白老町税条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読は省略させていただきます。少し飛びまして報2-6をお開きください。附則になります。

(施行期日)

第1条 この条例は令和8年4月1日から施行する。

第2条以降の経過措置等につきましては、朗読を省略させていただきます。

次に、報2-8をお開きください。議案説明になります。地方税法の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものである。

新旧対照表につきましては、朗読を省略させていただき、改正の内容につきましては、報2-36の次のページの説明資料でご説明させていただきます。

まず1番目です。1番目は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加の法改正に伴う規定の整備になります。個人住民税所得割の課税標準に特定大口株主配当等の特定配当等を追加する法改正に伴い規定を整備するものであります。

2番目、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備です。地方税法附則第5条の4、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等、特別控除の削除に伴い、関連する条項の規定を整備するものであります。

3番目、肉用牛の売却所得に係る町民税の特例措置の延長です。肉用牛の売却による事業所得に係る特例措置を3年間延長し、令和12年度までとする規定を整備するものであります。

4番目、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の見直しに伴う改正になります。新築、耐震改修、バリアフリー改修等の住宅に対する減額措置の適用要件である床面積の下限を現行の50平方メートル以上から40平方メートル以上に引き下げることになります。新築軽減について一定の災害区域等内を特例の対象外とする立地要件の見直し、並びにそれらの適用期限を令和12年度末とする法改正が行われたことに伴い、条項の規定を整備するものであります。

最後５番目になります。環境性能割の廃止に伴う改正です。車を購入した際に課される環境性能割が令和７年度末をもって廃止されることに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正のほか、環境性能割に係る規定を削除するものであります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

報告第２号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第３号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について）

○議長（小西秀延君） 日程第８、報告第３号 専決処分の報告について（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民生活部長。

○町民生活部長（山本康正君） それでは報３－１をお開きください。報告第３号 専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年５月２２日提出。白老町長。

記、（６）、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページであります。専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、白老町議会会議条例第８条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読は省略いたします。改正内容につきましては後ほど説明させていただきます。

次に附則であります。

（施行期日）

１ この条例は令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページであります。議案説明です。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

改正の内容につきましては、先ほども御覧いただいた議案第2号、報告第3号の補足説明資料で説明させていただきます。

先ほど同様、1番の改正趣旨については記載のとおりになります。

2の改正内容についてご説明します。こちらの改正内容ですけれども、このたび、課税限度額を合計109万円から113万円に4万円引上げております。内容としては、基礎課税額分が現行の66万から1万円引上げて、67万円とする。また、新設された子ども・子育て支援金の課税限度額が3万円となります。その他の分につきましては現状のままとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎陳情第1号 白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について

○議長（小西秀延君） 日程第9、陳情第1号 白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施についてを議題に供します。

本件については令和8年定例会3月会議において、議会運営委員会に付託いたしましたので、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告いたします。

記、1、件名、陳情第1号 白老町議会の自主解散による町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町高砂町2-5-22 山丸和幸。白老町栄町3-1-22 吉谷一孝。白老町字社台94-1 中村隆一。白老町字北吉原349-213 島田明美。白老町字北吉原96 福澤孝宏。白老町日の出町4-41-3棟104 岩崎考真。白老町字竹浦198 鈴木靖男。

3、審査の経過。

令和8年3月19日に再開された白老町議会定例会3月会議において本委員会に付託されたので、令和8年4月14日に委員会を開催し、陳情提出者を参考人として招致し慎重に審査した。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、審査意見。

本陳情の審査については陳情提出者を参考人として招致し、その願意を確認した。陳情の主旨は、町長選と町議選の二度にわたる投票の負担や投開票事務に係る経費等を考慮し、町議会に対して令和9年11月の任期満了を待たず、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づく自主解散を行い、町長選挙と同日選挙を実施することを求めるものである。

陳情提出者によれば、選挙費用の削減に加え、特に高齢者等の投票に係る負担を一度に集約することや、行政と議会の足並みをそろえた一体的な運営を求めること、また、令和5年1月にも同様の陳情を提出しており、今回は前回の陳情提出者に新たに3名が加わり、独自に行った聞き取りにおいても多くの町民が同様の意見であったことから本陳情の提出に至ったとのことであった。

本陳情に対し、委員からは町民の負担軽減や選挙事務の効率化、経済界や町内会など幅広い層の町民が支持していることに加え、大きな経費削減が見込まれる実利を優先すべきとの意見が示された。一方で、有権者からの信託に基づく任期を尊重すること、二元代表制による町長、町議それぞれの役割や地域課題を明確化する観点から慎重な検討が必要という意見も示された。また、解散には5分の4以上の賛成が必要となる高い議決要件や、意思決定プロセスの透明化が課題であるとの意見も出された。しかしながら、同日選挙の実施により選挙経費や事務負担の抑制等の効果が見込まれることに加え、町民の負担軽減に寄与し、投票率の向上も期待できるものであることから、本委員会としては陳情提出者である町民の意思を真摯に受け止め、その願意は十分に理解できるものであるとの結論に多数が一致した。

委員長を除く委員4人の採決の結果、3人が賛成、1人が趣旨採択とすべきとの考えから反対し、賛成多数により採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたが、委員長報告について質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号 白老町議会の自主解散による白老町議会議員選挙と町長選挙の同日実施について、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 反対者、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員、9番、前田博之議員。賛成10、反対3。

よって陳情第1号は委員長報告のとおり採決とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小西秀延君） 次に、議長から諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に請願（陳情）の処理経過及び結果報告について、町長から議長あてに報告されたものを配付しております。

これは本年の定例会1月会議において、一部採択し執行機関に送付した陳情の処理経過と結果について、地方自治法第125条及び白老町議会会議規則第77条の規定に基づき、議長から請求し、報告されたものであります。

内容については、朗読を省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日5月23日から6月30日までの間は休会となっていますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時06分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 広 地 紀 彰